

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部改正(案)についての意見公募手続の結果

1. 募集期間 2024年11月5日(火曜)～2024年12月4日(水曜)
2. 提出意見数 1通(1件)
3. 意見の概要と神戸市の考え方

NO	意見の概要	意見に対する神戸市の考え方
①	<p>「2 改正の概要(7)不当な取引行為の要件の追加(別表第9第41号)」については、「口頭による行使を認めた」との要件が狭すぎると考えます。</p> <p>具体的には兵庫県の不当な取引行為の規制と同様の、「消費者がクーリング・オフを行使する際に、口頭によるクーリング・オフの意思表示に対し書面又は電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭によるクーリング・オフの行使を認めておきながら、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、契約の成立又は存続を強要すること。」という要件設定にするべきだと考えます。</p>	いただきましたご意見を改正案に反映いたします。